

令和8年度地域密着型サービス事業者公募 質問への回答

No.	質問	回答
1	開設事業所の設備基準について 既存の弊社訪問介護事業所と同一の事務所に、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所（連携型）を開設・併設することは可能ですか。	可能です。その場合、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えてください。 なお、専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。
2	人員基準における兼務について 以下の職種・役職の兼務はどの範囲まで認められますか。（介護福祉士及び介護支援専門員の有資格者になります） ・訪問介護事業所の管理者 ・定期巡回随時対応型訪問介護看護の管理者 ・定期巡回随時対応型訪問介護看護の計画作成責任者 ・訪問介護事業所のサービス提供責任者	当組合では、管理業務に支障がない場合に限り、管理者と他職種の兼務を認めています。ご質問のケースでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の管理者は、同事業の計画作成担当者、訪問介護事業所の管理者、訪問介護事業所のサービス提供責任者のいずれの職種とも兼務可能です。 ただし、3職種以上の兼務は管理業務に支障があると考えられるため、認められません。 また、管理者以外の職種の兼務も認められません。
3	地域密着型サービス等整備助成事業補助金について 本補助金の対象となる具体的な使途（経費区分）についてご教示ください。例えば、オペレーターが使用するケアコールシステムの導入費・関連費用等は対象に含まれますか。	補助金については、整備を希望する市町の介護保険担当課に直接相談してください。
4	住民説明会の開催要否について 既存の建物を活用し、新たに建物の建築を行わない場合におきましても、応募・開設にあたって住民説明会の開催は必須条件となりますか。	既存の建物を活用し、新たに建物の建築整備を行わない場合でも、地域住民の意見を広く伺い事業内容の認識を図るため、住民説明会を開催してください。

5	様式第 5 号（代表者の経歴書）の添付書類について 様式第 5 号の注釈に「法人代表者は認知症介護サービス事業開設者研修修了証の写し、管理者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は除く。）は認知症対応型サービス事業管理者研修修了証の写しを添付」との記載がございます。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（連携型）の開設・指定申請にあたり、法人代表者における「認知症介護サービス事業開設者研修」の受講および修了証の添付は必須となりますか。それとも本研修の受講・添付義務は、認知症対応型サービス（小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等）のみが対象ですか。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（連携型）の公募への応募や開設・指定申請にあたり、法人代表者の認知症介護サービス事業開設者研修の受講および修了証の添付は必須ではありません。
6	様式第 10 号（建設予定地事前協議報告書）および様式第 11 号（住民説明会開催報告書）について 本事業所は、既存の弊社訪問介護事業所への併設を予定しており、新たな建物の新築や大規模な改修工事等の予定はございません。このような場合におきましても、様式第 10 号・第 11 号にかかる関係機関との協議や住民説明会の開催、およびそれに伴う報告書の提出は必要となりますか。不要と考えてよろしいかご教示いただけますと幸いです。	既存の建物を活用し、新たに建物の建築整備を行わない場合、様式第 10 号の提出は不要です。 一方、新たに建物の建築整備を行わない場合でも、地域住民の意見を広く伺い事業内容の認識を図るため、住民説明会を開催し、様式第 11 号を提出してください。
7	法人代表者及び管理者の研修受講について 看護小規模多機能居宅介護の応募・指定申請にあたり、法人代表者の認知症介護サービス事業開設者研修及び、管理者の認知症対応型サービス事業管理者研修は、いつの時点で修了していればよいかご教示ください。	事業者選定審査により選定された後、事業の新規指定申請を行うまでに修了してください。 なお、応募の時点で研修を修了していない場合、様式第 5 号の研修等の受講状況等の欄に、研修の受講予定年月日を記入してください。

